

# 無電柱化対策に関する調査

－災害に強い安全で良好なインフラ整備に向けて－

## 結 果 報 告 書

平成 26 年 8 月

中部管区行政評価局

## 前 書 き

我が国では、戦後、電力及び通信需要の急増に伴い、数多くの電柱が設置されてきた。しかし、歩行者等の通行の妨げとなること、良好な景観や観光振興の妨げとなること、災害時の倒壊により道路を閉塞させ、電線類などの切断により電力及び通信の安定供給が妨げられることなどから、電線類の地中化や軒下配線・裏配線（注1）などのいわゆる無電柱化が行われている。

無電柱化は、昭和 61 年度から平成 20 年度までは5期にわたる計画に基づき、また、21 年度以降は「無電柱化に係るガイドライン」（注2）に基づき、推進されてきた。その間の平成 7 年 6 月には、従来の方式よりもコンパクトであり、かつ、電力・通信事業者等の負担が軽減される電線共同溝の整備を促進するため、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）が施行されている。

また、政府は、「社会資本整備重点計画」（平成 24 年 8 月 31 日閣議決定）において、市街地等の幹線道路の無電柱化率（注3）を平成 23 年度末の 15%から 28 年度末には 18%とする目標を掲げ、無電柱化を推進することとしているほか、平成 25 年 9 月には、防災上重要な経路を構成する道路の無電柱化の促進等のための所要の措置を講ずる道路法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 30 号）が施行されている。

愛知県も、地域防災計画において、震災時に電気、電話等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るとともに、道路上の工作物等をできる限り少なくして災害応急対策の円滑な実施を図るため、電線共同溝の整備を推進することとしている。

しかし、日本の市街地等の幹線道路の無電柱化率は平成 24 年度末で 15%にとどまっております（国土交通省調べ）、ヨーロッパやアジアの主要都市と比べて低い。また、市街地等の幹線道路以外の道路の無電柱化の実態等は必ずしも明らかではない。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、無電柱化を推進する観点から、無電柱化の社会実態、無電柱化の推進体制の整備状況、個別事業の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

（注1）軒下配線とは建物の軒等を活用して電線類の配線を行うことをいい、裏配線とは表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等に移設することをいう。

（注2）関係省庁等を構成メンバーとする無電柱化推進検討会議が策定

（注3）市街地（都市計画法における市街化区域）等の幹線道路（国道及び都道府県道）のうち、電柱、電線類のない延長の割合

# 目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	2
1 無電柱化の社会実態	2
ア 行政機関における無電柱化対策に関する方針の策定状況等	2
イ 無電柱化事業に伴う電柱の増減状況及び電気・通信事業者の取組姿勢	3
ウ 無電柱化事業に関する住民のニーズの把握や意識調査の実施状況	5
エ 無電柱化事業の進捗状況の把握及び道路管理者別無電柱化率の試算結果	5
オ 調査対象機関における各種指標の活用状況及び第一次緊急輸送道路における無電柱化率の試算結果	7
カ その他	8
2 無電柱化の推進体制の整備状況等	33
(1) 地方ブロック無電柱化協議会等の活動状況	33
ア 協議会等の設置状況等	33
イ 協議会等の開催状況	34
ウ 無電柱化に対する理解促進及び普及啓発の取組	36
(2) 地方ブロック無電柱化協議会等による計画の策定・進捗管理状況	45
ア 計画の概要	45
イ 計画の策定経過	45
ウ 計画進捗の把握状況	45
エ 計画の変更・見直し	46
オ 他計画等との整合性	46
カ 現計画の検証	47
キ 計画の公表	47
3 個別事業の実施状況	52
(1) 電線共同溝整備後における電柱の撤去状況	52
ア 無電柱化事業の目的等	52
イ 調査対象事業における無電柱化の状況	52
(2) 電線共同溝の管理状況	61
ア 電線共同溝の管理方法	61
イ 調査対象事業における管理状況	61
(3) 効率的、効果的手法による事業の実施状況	64
ア 効果的手法による事業の実施状況	64
イ 住民との合意形成について効果的手法により整備が図られた事例	65

## 図 表 目 次

### 1 無電柱化の社会実態

表 1-① 無電柱化に関する計画の推移（国土交通省作成）	9
表 1-② 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（抄）	9
表 1-③ 無電柱化に係るガイドライン	14
表 1-ア-① 調査対象機関における無電柱化対策の方針策定状況	16
表 1-ア-② 名古屋市の地中化路線の選定要件	18
表 1-ア-③ 調査対象機関における無電柱化に係る計画の策定状況	18
表 1-ア-④ 調査対象機関における無電柱化対策の体制	21
表 1-イ-① 中部電力(株)及びN T T西日本が所有する電柱の経年推移	22
表 1-イ-② 中部電力(株)及びN T T西日本が所有する電柱の設置場所	23
表 1-イ-③ 愛知県内で実施した無電柱化事業による電柱撤去数	24
表 1-イ-④ 無電柱化事業についての中部電力(株)及びN T T西日本の意見	25
表 1-ウ-① 愛知県が実施した平成24年度第2回世論調査及び調査結果	26
表 1-エ-① 市街地等の幹線道路の無電柱化率（都道府県、東京23区、政令市）	27
表 1-エ-② 主要指標現況算出マニュアル（案）（抄）	27
表 1-エ-③ 調査対象機関が管理する道路における無電柱化率（当局試算）	30
表 1-オ-① 愛知県内の第一次緊急輸送道路における無電柱化率（当局試算）	31
表 1-カ-① 道路法（抄）	31

### 2 無電柱化の推進体制の整備状況等

#### (1) 地方ブロック無電柱化協議会等の活動状況

表 2-① 無電柱化の実施体制	36
表 2-② 中部ブロック協議会規約	36
表 2-③ 中部ブロック協議会委員名簿	37
表 2-④ 中部ブロック協議会幹事会名簿	38
表 2-⑤ 担当国会議名簿（平成25年度）	39
表 2-⑥ 第二期推進計画の記載事項	40
表 2-⑦ 愛知県協議会規約	40
表 2-⑧ 愛知県協議会委員名簿（平成25年度）	41
表 2-⑨ 中部ブロック協議会等の開催状況	41
表 2-⑩ 平成25年度担当国会議における質疑応答（抜粋）	42
表 2-⑪ 大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について 最終取りまとめ（抜粋）	42
表 2-⑫ 平成24年1月30日総務省会議資料（抜粋）	43
表 2-⑬ 中部ブロック協議会の構成員となっていることのメリット等	43
表 2-⑭ 愛知県協議会の開催状況	44
表 2-⑮ 岐阜・静岡及び三重県地方部会の開催状況	44

(2) 地方ブロック無電柱化協議会等による計画の策定・進捗管理状況	
表 2-16 第二期推進計画の策定経過（中部ブロック協議会及び愛知県協議会）	48
表 2-17 第二期推進計画掲載箇所の調整状況（平成25年度末見込み）	48
表 2-18 第二期推進計画掲載箇所の施工状況（平成25年度末見込み）	48
表 2-19 愛知県協議会の第二期推進計画第3回変更の経過	49
表 2-20 愛知県地域防災計画〔地震災害対策計画〕（抜粋）	49
表 2-21 第4次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23～27年度）（抜粋）	50
表 2-22 愛知県、名古屋市及び豊田市の第9次交通安全計画（抜粋）	50
表 2-23 愛知県及び名古屋市の平成25年度交通安全実施計画（抜粋）	51

### 3 個別事業の実施状況

#### (1) 電線共同溝整備後における電柱の撤去状況

表 3-1 道路法（抄）	56
図表 3-1 電線共同溝整備事業の流れ（一例）	57
表 3-2 調査対象5事業の概要	57
図表 3-2 電線共同溝整備後も一部電柱が撤去されないままとなっている事例 （その1）	58
図表 3-3 電線共同溝整備後も一部電柱が撤去されないままとなっている事例 （その2）	59
表 3-3 第一期無電柱化推進計画の進捗状況調査結果（星崎電線共同溝に関するもの）（抜粋）	60
表 3-4 第二期無電柱化推進計画の進捗状況調査結果（枇杷島電線共同溝に関するもの）（抜粋）	60

#### (2) 電線共同溝の管理状況

表 3-5 「電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行規則」（抜粋）	63
表 3-6 愛知県知多建設事務所一般国道247号半田市昭和町地区電線共同溝管理規程 （抜粋）	63
表 3-7 半田市昭和町地区電線共同溝占用事業者による電線共同溝敷設工事完了届 の提出状況等	63

#### (3) 効率的、効果的手法による事業の実施状況

図表 3-4 NTT既存管路を活用して事業の効率化を図っている事例	67
図表 3-5 住民との合意形成について効果的手法により整備が図られた事例	69

## 第1 調査の目的等

### 1 目的

この調査は、無電柱化を推進する観点から、無電柱化の社会実態、無電柱化の推進体制の整備状況、個別事業の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

### 2 対象機関

#### (1) 調査対象機関

中部管区警察局、東海総合通信局、中部地方整備局、愛知県、名古屋市

#### (2) 関連調査等対象機関

愛知県警察本部、豊田市、中部電力株式会社、西日本電信電話株式会社東海事業本部

### 3 担当部局

中部管区行政評価局第一部第1評価監視官

### 4 調査実施時期

平成26年4月～8月